北秋田みらい応援留学

申し込み手続き

あきたリフレッシュ学園に宿泊しながら学習や体験活動ができる期間を設定しています。

	県内		県外
	市内	市外	
学年	小学校５年生～中学３年生(義務教育学校５年生～９年生)		
日数	１週間～４週間（最長）※土日祝は帰宅		１週間～４週間（最長）
経費	約２万７千円	約４万円	約５万４千円
人数	同時宿泊最大３名		

※経費は４週間留学した場合

■宿泊利用申し込み手続きについて

諸手続は在籍校を窓口にして行うため、北秋田市外の方はパンフレットを在籍校に提示し、担任の先生や学年主任の先生方に協力の要請をお願いします。本事業を学校から家庭に紹介する際は、問い合わせ申し込みは「４」に示した連絡窓口に家庭が直接連絡するようにお伝え願います。情報は全て学校と共有させていただきます。

０．「前提」

・本施設は教育施設であり、児童自立支援施設、児童養護施設、医療施設ではありません。
・本事業は教育事業であり、あくまでも教育的な関わりの中で、心身のリフレッシュやエネルギーの回復を図るとともに、将来の社会参画に結びつく体験の獲得や人間力の向上を目的としています。

１．対象とする児童生徒

（１）現在不登校、または、不登校傾向の小学校５年生～中学３年生(義務教育学校５年生～９年生）までの児童生徒。
（２）在籍校において、校長が前号の状態であることを認定している児童生徒。
（３）現在動きが停滞しており、保護者はもちろん本人も現状打破を強く希望している状況にあること。
（４）入園するにあたり、在籍校の理解と協力が得られる家庭と児童生徒。

２．宿泊期間

土日祝について、県内の留学生は帰宅、県外の留学生はリフレッシュ学園で過ごします。

		期間		宿泊日程の選択
Ⅰ期	県外	R8 10/19（月） ～11/13（金）	Ⓐ10/19～10/23 Ⓑ10/26～10/30 Ⓒ11/2～11/6 Ⓓ11/9～11/13	・最長４週間 例）Ⓐのみ１週間 Ⓑ と Ⓒ の２週間 Ⓐ～Ⓓの４週間
	県内	R8 10/19（月） ～11/13（金）	Ⓐ10/19～10/23 Ⓑ10/26～10/30 Ⓒ11/2～11/6 Ⓓ11/9～11/13	・最長４週間 ・土日祝は帰宅 ※11/3（火）は学園で過ごす 例）Ⓐのみ１週間 Ⓑのみ１週間 ⒷⒸの２週間 Ⓐ～Ⓓの４週間

主な体験：（パークゴルフ、収穫、調理、サイクリング、滝めぐり等）

		期間		宿泊日程の選択
Ⅱ期	県外	R8 11/24（火） ～12/18（金）	Ⓐ11/24～11/27 Ⓑ11/30～12/4 Ⓒ12/7～12/11 Ⓓ12/14～12/18	・最長４週間 例）Ⓐのみ１週間 Ⓑ と Ⓒ の２週間 Ⓐ～Ⓓの４週間
	県内	R8 11/24（火） ～12/18（金）	Ⓐ11/24～11/27 Ⓑ11/30～12/4 Ⓒ12/7～12/11 Ⓓ12/14～12/18	・最長４週間 ・土日祝は帰宅 例）Ⓐのみ１週間 Ⓑのみ１週間 ⒷⒸの２週間 Ⓐ～Ⓓの４週間

主な体験：（収穫、調理、工作、スケート等）

		期間		宿泊日程の選択
Ⅲ期	県外	R9 1/18（月） ～2/12（金）	Ⓐ1/18～1/22 Ⓑ1/25～1/29 Ⓒ2/1～2/6 Ⓓ2/8～2/12	・最長４週間 例）Ⓐのみ１週間 Ⓑ と Ⓒ の２週間 Ⓐ～Ⓓの４週間
	県内	R9 1/18（月） ～2/12（金）	Ⓐ1/18～1/22 Ⓑ1/25～1/29 Ⓒ2/1～2/6 Ⓓ2/8～2/12	・最長４週間 ・土日祝は帰宅 例）Ⓐのみ１週間 Ⓑのみ１週間 ⒷⒸの２週間 Ⓐ～Ⓓの４週間

主な体験：（スキー、雪遊び、スノーモービル、樹氷見学、調理等）

３．留意事項【重要】

宿泊利用を進めるにあたり、本人の心身の健康状態や発達の特性、生活への適性等を確認するため、事前に担当が保護者、学校に質問や照会を行います。

（１）不登校状態の背景に児童福祉法、児童虐待防止法で対応すべき事項が認められた場合は、宿泊利用の対象外となります。

例：保護者が児童生徒に対して適切な監護養育を行えておらず、結果的に学校に足が向いていない状況が確認された場合。

例：学校に足が向いていない背景に児童虐待（身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・養育放棄「ネグレクト」）の疑いが認められた場合

（２）（１）について、事前の照会や宿泊利用準備中、または宿泊利用開始後に認められた場合はただちに本事業の対象外として宿泊利用の対応を打ち切るとともに、ケースに応じては速やかに関係機関に情報提供し、連携して対応させていただくことになります。

（３）日常的に他者への暴力、暴言、いじめ、いやがらせ、自傷行為等があると確認された児童生徒、または、当該行為の発生が予想される児童生徒は宿泊利用の対象外とさせていただきます。

（４）児童生徒に慢性的な疾患等があり、宿泊利用期間中であっても医療機関への定期的な通院が必要な場合は、宿泊利用の対象外とさせていただきます。

（５）以下が発生した場合は直ちに宿泊を終了させていただきます。

・職員の指導に応じない場合。
・ルールを守れない場合。
・他者を大切にしない行為、または、自傷行為等が確認された場合。
・児童生徒本人または保護者の理解のない行動により、事業の運営に著しい支障が生じた場合。

※法令等に則り、本事業では対応できないケースがあることを事前にご承知おきください。

４．申し込み方法と定員

（１）随時電話で申し込み受付を開始します。同時に電話やメールによる問い合わせにも対応します。ただし、土日祝日は休園日のため対応できません。

（２）Ⅰ期～Ⅲ期のうちいずれの時期も選択可能ですが、宿泊期間が重なる場合、定員は３名とします。

（３）原則として連絡窓口への電話での先着順とします。保護者との情報交換や学校への照会、書類の提出状況等の進み具合によって、順位が変更することもあるので随時家庭に情報を伝えていきます。状況によっては、希望以外の期間の宿泊利用をこちらから提案させていただくこともあります。

【連絡窓口】北秋田市教育委員会
合川学童研修センター（あきたリフレッシュ学園）
TEL：0186-78-4180　e-mail：refresh@city.kitaakita.akita.jp

（４）事前の施設見学や体験は、平日のみ随時受け付けます。

５．提出いただく書類について

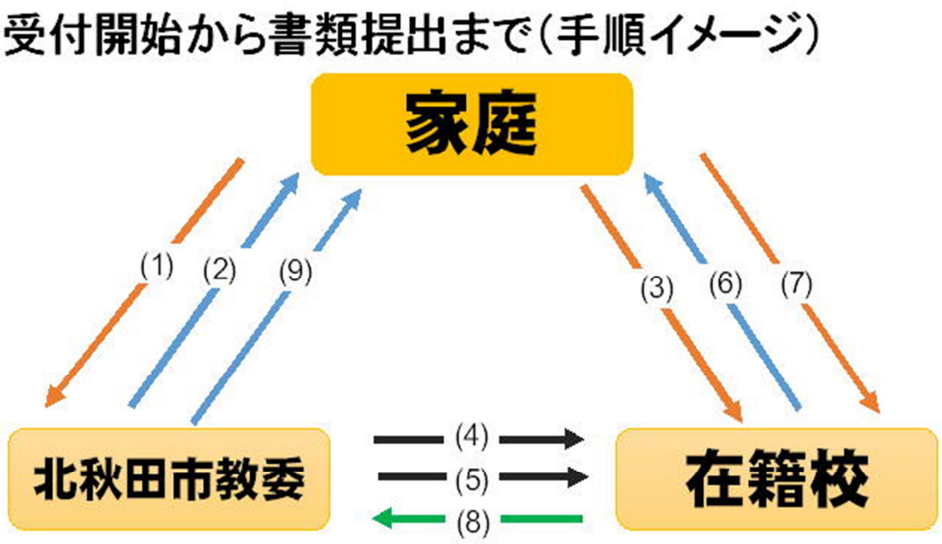
★提出いただく書類は以下①～⑩です。①～⑧は家庭、⑨⑩は在籍校で作成します。⑧は通院している場合、担当医に保護者が依頼し提出してください。

【家庭が作成する書類】

①□留学参加申請書（様式第１号）
②□保健調査票（様式第２号）…該当する学年のみ記入
③□食物アレルギーに関する調査票（様式第３号）…該当する学年のみ記入
④□家庭・生活環境の記録（様式第４号）
⑤□誓約書（規則遵守等）（様式第５号）
⑥□誓約書（利用料・負担金支払い）（様式第６号）
⑦□志願理由書（様式７）
⑧□留学参加意見書（様式 10）…定期的な服薬やカウンセリング等を受けていない場合は不要

【在籍校が作成する書類】

⑨□指導の記録（様式第８号）…学級担任もしくは学年主任が作成
⑩□入園承認書（様式第９号）…学校長印があるもの



６．受付開始→書類提出→宿泊利用開始までの流れ

（１）保護者が教育委員会（あきたリフレッシュ学園）に電話します。（受付）
★保護者は本人の同意、本人に前向きな気持ちがあることを確認してください。

（２）電話の際に北秋田市教育員会担当者が児童生徒の現在の状況等について保護者に確認します。
※「保護者との情報交換」「学校への照会」を経て教育委員会で協議し、本事業に適さないケースと判断した場合は、以下の(5)には進まず、担当から保護者と学校にその旨を連絡させていただきます。

（３）保護者は在籍校に本資料等を示しながら留学の希望を伝え、協力を要請してください。

（４）北秋田市教委担当者が留学について申し込み受付をした旨を在籍校に報告し、児童生徒本人の状況等を照会させていただきます。

（５）教育委員会が在籍校に対して入園書類①～⑩一式をメールで送付します。
（６）在籍校は保護者に入園書類①～⑧を手渡すと同時に、入園書類⑨⑩を作成します。
（７）保護者は入園書類①～⑧を完成させて在籍校に提出します。
（８）在籍校は入園書類①～⑩を一括して教育委員会に送付します。

【宛先】〒018-4251　秋田県北秋田市鎌沢字石渕４４
あきたリフレッシュ学園　「北秋田みらい応援留学　担当者」宛
※（５）の際に「返信用封筒」を別途送付します。

（９）教育委員会は書類を受理した旨を保護者に伝え、提出された書類を基に学習の状況や心身の状況等、さらに詳細な情報共有を行います。
・在籍校とも引き続き情報交換を継続させていただきます。
・留学終了後、在籍校には出席報告書、学習内容についての報告書を学校長宛に提出します。

７．面接・入園手続きについて

（１）面接は園長（北秋田市教育長）、児童生徒、保護者とで北秋田市教育委員会事務局で行います。面接日は留学開始初日です。

（２）入園手続きは、生活の拠点となるあきたリフレッシュ学園内で実施します。担当が本人保護者に対して学園設備の利用や生活やきまり等について説明し、相互確認を行います。

（３）**【県内：面接日の動き】**※県内でも遠方の場合は時間を調整します。
留学開始日
９：００～北秋田市教育委員会事務局で園長面接（園長、児童生徒、保護者）
↓（終了後車で移動）
１０：２０～あきたリフレッシュ学園到着・荷物整理
１１：００～入園手続き
１２：００昼食を摂りながら他の園生、職員と顔合わせ（昼食をこの日は持参する）
１３：３０～午後の体験活動開始（保護者は児童生徒の様子を見届け、帰宅する。）

【県外：面接日の動き】※過去の例（主に首都圏から来県した場合）
例１：前日に親子で秋田新幹線で来県し鷹巣地区宿泊施設に前泊⇒北秋田市教育委員会事務局にて面接⇒終了後、あきたリフレッシュ学園に移動、入園手続き、荷物等整理⇒大館能代空港最終便で保護者のみ帰る。
例２：親子で羽田発大館能代空港着第１便で来県⇒北秋田市教育委員会事務局にて面接⇒終了後、あきたリフレッシュ学園に移動、入園手続き、荷物等整理⇒大館能代空港最終便で保護者のみ帰る。
例３：親子で夜行バス（池袋発能代行き）で来県⇒北秋田市教育委員会事務局にて面接⇒終了後、あきたリフレッシュ学園に移動、入園手続き、荷物等整理⇒秋田内陸線合川駅・秋田新幹線で保護者のみ帰る。
・北秋田市内の宿泊施設、駅、空港、あきたリフレッシュ学園等の移動は教育委員会職員が送迎します。
・あきたリフレッシュ学園への親子での前泊や保護者のみの後泊は対応できませんので、北秋田市内の宿泊施設をご利用ください。
・交通手段、宿泊施設等については、担当が情報を提供することができます。

８．持ち物について

（1）学習に必要なもの

□在籍校で使っている内履き（講堂で運動をする際に活用します）
□在籍校で使っている教科書、ノート、ワーク、ドリル、タブレット等
□筆記用具
※鉛筆五本程度（シャーペン可）・消しゴム・赤青ペン（鉛筆）
定規・三角定規　等

（2）体験活動宿泊で必要なもの（１０月～４月上旬まで朝夕は相当冷え込みます）

□保険証等病院を受診する際に必要なもの（職員保管）
□処方薬及びお薬手帳（必要な人）
□宿泊時期に応じた衣類　□下着（３～４日分程度）　□パジャマ（必要な人）
□宿泊時期に応じた帽子　□空の水筒　□運動しやすい服装
□宿泊時期に応じた靴　□ウインドブレーカー等防寒着
□バスタオル（２枚程度）　□タオル（２枚程度）□体を洗うタオル/スポンジ
□虫除けスプレー（夏季：必要な人）　□宿泊用の歯ブラシとコップ
□不織布マスク（宿泊日数枚）　□財布
□リュックかバック（自然体験等で利用）
□スキー用ウェア・手袋・帽子（１月下旬～２月中旬に留学の場合）
□その他個人で必要な物（目覚まし時計、腕時計、コンタクトレンズ等）
※本センターの洗濯機、洗剤はいつでも使用できます。

(3)▲持ってきてはいけない物（学校生活に準じます）

■必要以外のお金　■化粧品、整髪料、毛染め等
■アクセサリー（ピアス・指輪・ネックレス等）■その他危険と判断するもの
※上記以外でも、生活に不必要であると判断されるものは、お預かりすることがあります。

・スマホ等情報端末の持参は認めますが、使用目的、使用できる時間の長さ、使用時間帯、使用できる場所を制限します。なお、破損や紛失等についても各自責任をもって対応するようにしてください。
・ゲーム機の持参は認めません。スマホのゲームアプリの使用も認めません。
・その他生活について心配な点がありましたら随時担当までにご質問ください。

９．生活面について（補足）

（１）本施設は社会教育施設であるため、通常のホテル・旅館等で行われるような宿泊サービスは行われません。自立心を育むことを目的として、部屋、風呂場の清掃、ゴミの分別、寝具の管理、洗濯（洗う・干す・収納）を全て自分で行います。
（２）夕食は宿直員さんが作ります。配膳、食器洗いなどは自分で行います。
（３）施設内の使い方、その他の細かいルール等は、入園時に説明します。
（４）本施設には飲料の自動販売機等は設置されていません。冷蔵庫を自由に使えますので、買い物の際に自分で買ったおやつや飲料を飲食したり、学園内で職員が作ったお茶を自由に飲んだりすることができます。
（５）服薬している薬の管理、服薬管理は本人が行いますが、心配な場合は、職員が声を掛けながら服薬を確認します。
（６）食物アレルギーがある場合は、随時相談に乗りながら対応しますが、重篤なアナフィラキシーショック等が伴う状況がある場合は、宿泊の受け入れができないこともあります。
（７）突発的な発熱や体調不良、ケガ等が発生した場合は直ちに受診できるように対応します。
（８）傷害保険は主催者（市教委）が負担して加入します。
※補償額：ケガ…日額 1,500,円　入院…日額 3,000 円

10. 経費について

（１）使用料、食事負担金について　（円）

		市内	県内	県外
使用料／１日（冬季）		500（600）	700（800）	700（800）
食事負担金	朝食	400	400	400
	昼食	0　※給食無償化	500	500
	夕食	600	600	600

※11 月～３月の冬季使用料は、上記の料金に暖房費として、100 円加算されます。

（２）使用料、食事負担金の支払いについて
利用した日数分を、月末締めで納付書を発行します。郵便局を利用しての振り込みをお願いします。（振込手数料はかかりません。）

（３）お小遣いについて
＜県内＞
生活に必要な物品が必要になった場合は、職員が引率して買い物に行くことも可能です。その他、体験活動等で園外で活動した際に飲食することも想定し、宿泊期間中 3,000 円ほど持参させてください。トラブル防止のため職員でお預かりすることもできます。
＜県外＞
留学初日に職員がお家の方から仮受金として２万円程をお預かりし、週末のたびに 3,000 円～4,000 円を留学生に手渡して、土日の昼食費、博物館等の入場料、おやつや飲料の購入費に充てます。留学最終日に収支報告書と残金を留学生に返却いたします。別途お小遣いを渡していただいても結構ですが、あまり高額にならないようにお願いします。トラブル防止のため職員でお預かりすることもできます。

＜参考１＞　**市内**：４週間の場合

各家庭に送付する納付書の内訳

月	日	曜日	使用料	食事負担金　（円）				備考
				朝	昼	夜	計	
	19	月	500	ー	ー	600	600	入園日　昼食持参
	20	火	500	400	ー	600	1000	
	21	水	500	400	ー	600	1000	
	22	木	500	400	ー	600	1000	
	23	金	500	400	ー	ー	400	夕方帰宅
	24	土	自宅で過ごす					
10	25	日	自宅で過ごす					
	26	月	500	ー	ー	600	600	朝学園に登園
	27	火	500	400	ー	600	1000	
	28	水	500	400	ー	600	1000	
	29	木	500	400	ー	600	1000	
	30	金	500	400	ー	ー	400	夕方帰宅
	31	土	自宅で過ごす					
	1	日	自宅で過ごす					
	2	月	600	ー	ー	600	600	朝学園に登園
	3	火	600	400	ー	600	1000	※11/3（火）は学園で過ごし、職員と昼食（外食）となります。
	4	水	600	400	ー	600	1000	
	5	木	600	400	ー	600	1000	
	6	金	600	400	ー	―	400	夕方帰宅
11	7	土	自宅で過ごす					
	8	日	自宅で過ごす					
	9	月	600	ー	ー	600	600	朝学園に登園
	10	火	600	400	ー	600	1000	
	11	水	600	400	ー	600	1000	
	12	木	600	400	ー	600	1000	
	13	金	600	400	ー	ー	400	留学終了
			11,000				16,000	

使用料	11,000
食事負担金	16,000
合計	27,000

・利用料は11月～３月は暖房費として100円加算されます。

・11/3（火）の外食はお小遣いから自己負担となります。

＜参考２＞　**県内**：４週間の場合

各家庭に送付する納付書の内訳

月	日	曜日	使用料	食事負担金　（円）				備考
				朝	昼	夜	計	
	19	月	700	ー	ー	600	600	入園日　昼食持参
	20	火	700	400	500	600	1500	
	21	水	700	400	500	600	1500	
	22	木	700	400	500	600	1500	
	23	金	700	400	500	ー	900	夕方帰宅
	24	土	自宅で過ごす					
10	25	日	自宅で過ごす					
	26	月	700	ー	500	600	1100	朝学園に登園
	27	火	700	400	500	600	1500	
	28	水	700	400	500	600	1500	
	29	木	700	400	500	600	1500	
	30	金	700	400	500	ー	900	夕方帰宅
	31	土	自宅で過ごす					
	1	日	自宅で過ごす					
	2	月	800	–	500	600	1100	朝学園に登園
	3	火	800	400	ー	600	1000	※11/3（火）は学園で過ごし、職員と昼食（外食）となります。
	4	水	800	400	500	600	1500	
	5	木	800	400	500	600	1500	
	6	金	800	400	500	—	900	夕方帰宅
11	7	土	自宅で過ごす					
	8	日	自宅で過ごす					
	9	月	800	–	500	600	1100	朝学園に登園
	10	火	800	400	500	600	1500	
	11	水	800	400	500	600	1500	
	12	木	800	400	500	600	1500	
	13	金	800	400	500	ー	900	留学終了
			15,000				25,000	

使用料	15,000
食事負担金	25,000
合計	40,000

・利用料は11月～３月は暖房費として100円加算されます。
・11/3（火）の外食はお小遣いから自己負担となります。
・県内でも自宅から北秋田市まで距離があり、金曜日のお迎えや月曜日朝の送りができない場合、個別に対応しますのでご相談ください。

例：金曜日のお迎えができないため土曜日の朝にお迎え
※金曜日の夜食代600円、土曜日の朝食代400円を負担いただきます。土曜日の使用料はいただきません。

例：月曜日朝に送りができないため日曜日夕方に送り
※日曜日の夜食代600円と使用料700円、月曜日の朝食代400円を負担いただきます。

＜参考３＞　**県外**：４週間の場合

各家庭に送付する納付書の内訳

月	日	曜日	使用料	食事負担金　（円）				備考
				朝	昼	夜	計	
	19	月	700	ー	ー	600	600	入園日　昼食持参
	20	火	700	400	500	600	1500	
	21	水	700	400	500	600	1500	
	22	木	700	400	500	600	1500	
	23	金	700	400	500	600	1500	
	24	土	700	400	ー	600	1000	休日のため職員と昼食
10	25	日	700	400	ー	600	1000	（外食）
	26	月	700	400	500	600	1500	
	27	火	700	400	500	600	1500	
	28	水	700	400	500	600	1500	
	29	木	700	400	500	600	1500	
	30	金	700	400	500	600	1500	
	31	土	700	400	ー	600	1000	休日のため職員と昼食
	1	日	800	400	ー	600	1000	（外食）
	2	月	800	400	500	600	1500	
	3	火	800	400	ー	600	1000	休日のため職員と昼食（外食）
	4	水	800	400	500	600	1500	
	5	木	800	400	500	600	1500	
	6	金	800	400	500	600	1500	
11	7	土	800	400	ー	600	1000	休日のため職員と昼食
	8	日	800	400	ー	600	1000	（外食）
	9	月	800	400	500	600	1500	
	10	火	800	400	500	600	1500	
	11	水	800	400	500	600	1500	
	12	木	800	400	500	600	1500	
	13	金	800	400	500	ー	900	留学終了
			19,500				34,000	

使用料	19,500
食事負担金	34,000
合計	53,500

・利用料は11月～３月は暖房費として100円加算されます。
・土日祝の外食はお小遣いから自己負担となります。
・初日と留学終了日に限り、北秋田市内の宿泊施設、駅、空園等の移動は教育委員会職員が送迎します。
・あきたリフレッシュ学園への親子での前泊や保護者のみの後泊は対応できません。